蒲郡信用金庫「投信口座開設申込サービス」取扱規定

蒲郡信用金庫「投信口座開設申込サービス」取扱規定（以下「本規定」といいます。）は、お客様が「投信口座開設申込サービス」を利用する場合の取扱いを明記したものです。お客様は、本規定のほか、当金庫が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、「投信口座開設申込サービス」を利用するものとします。

第１章　投信口座開設申込サービス

1.　（投信口座開設申込サービスとは）

投信口座開設申込サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、お客様ご本人がスマートフォン（以下｢端末｣といいます。）を通じて、当金庫に投信取引口座開設、特定口座開設、非課税口座開設および投信インターネットサービスの利用申込みを行い、当金庫がその手続きを行うサービスをいいます。

2.　（利用資格者）

本サービスの利用資格者は、本規定に同意し、国内居住の 18 歳以上（非課税口座の開設の場合は、申込時点および非課税口座開設年の１月１日時点で 18 歳以上）、70 歳未満の日本国籍の個人かつ当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様です。

3.　（使用できる端末）

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。

4.　（利用申込）

(1)　本サービスの利用をご希望されるお客様は、本規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、同意事項にチェックするものとします。

(2)　当金庫が公的個人認証サービスを使用してお客様の本人認証を行い、お客様本人として取り扱ったうえは、申込内容に偽造、変造その他記載事項の誤り、相違等があっても、そのためにお客様に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

5.　（利用時間）

(1)　本サービスの利用時間は、当金庫が別途定めた時間内とします。

(2)　前号の時間内にかかわらず、臨時のシステム調整やシステム障害が発生した場合は、利用時間中であってもお客様に予告なく、本サービスの全部または一部の利用を一時停止または中止することがありますので、あらかじめご了承下さい。

(3)　利用時間は、当金庫システムが保持する時刻を基準とします。

第２章 開設の申込

6.　（利用可能なサービス）

本サービスで利用いただけるサービスは、特定口座の開設（投信取引口座の開設を含みます。）、非課税口座の開設（｢勘定廃止通知書｣、｢非課税口座廃止通知書｣または勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出をいただいて非課税口座の開設を行う場合を除きます。以下第７条および第８条において同じ。）および投信インターネットサービスの利用申込みとします。

7.　（公的個人認証サービスによる本人認証）

お客様が、本サービスを利用して特定口座の開設（投信取引口座の開設を含みます。）、非課税口座の開設および投信インターネットサービスの利用申込みを行うときは、お申込みの都度、お客様ご本人からのお申込みであることを確認するため、公的個人認証サービスを使用した本人認証を行います。併せて、当金庫はお客様の氏名、生年月日、住所および個人番号（個人番号については、特定口座の開設（投信取引口座の開設を含みます。）および非課税口座の開設の場合に限ります。）を取得します。

8.　（印鑑の届出）

お客様が、本サービスにより特定口座の開設（投信取引口座の開設を含みます。）、非課税口座の開設および投信インターネットサービスの利用を申し込む場合には、印鑑の届出を不要とし、指定預金口座の届出の印鑑をもってお届印の印鑑とします。

9.　（契約締結前の情報の提供）

本サービスを利用した投信取引口座の開設の申込みに際して、契約締結前の情報の提供は、契約締結前交付書面の PDF（当金庫所定のバージョン）をお客様の端末にダウンロードいただく方法にて行います。

10.　（口座の開設）

お客様が本サービスを利用して租税特別措置法等の関連法令が定める非課税口座開設届出書に記載すべき事項を当金庫に提出するにあたり、当該届出書の提出年月日は、事務処理上の制約から、お客様が本サービス上で申込みの意思表示ボタンを押下した日の翌営業日以降の最短の日となります。

11.　（口座開設にあたっての届出事項）

法令の定めに基づき、お客様が指定預金口座開設店（所在地は当金庫ホームページにてご確認ください。）に届け出る事項は以下のとおりとします。

(1)　特定口座開設申込

【特定口座に開設する勘定】特定保管勘定

(2)　源泉徴収

【受入開始日】特定口座開設日と同日

(3)　非課税口座開設

【非課税口座を開設しようとする日の属する年】2026 年　以降各年

【非課税口座に設定しようとする勘定の種類】特定累積投資勘定（つみたて投資枠）・特定非課税管理勘定（成長投資枠）

12.　（申込の記録）

本サービスによる申込内容について疑義が生じた場合には､本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

13.　（海外からの利用）

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様等により利用いただけない場合があります。当該国の法律等を事前にご確認ください。なお､海外からの利用により生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

14.　（免責事項）

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延､不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(1) 本サービスにて申込みを受けた場合、当金庫が公的個人認証サービスを使用してお客様の本人認証を行い、本人と相違ないものと

して認めて行った各種申込みおよびその他の取扱いに関して生じた損害
(2) 本サービスにて申込みを受けた場合、本人であることが確認できなかったために、各種申込みおよびその他の取扱いを当金庫が行わなかったことにより生じた損害
(3) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき
(4) 当金庫、当金庫の委託先または金融機関のシステムの運営体が相当の安全策を講じたにも拘わらず、通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となったとき、または本サービスの取扱いが遅延したとき
(5) 一般的に安全とされている暗号の解読、一般的に相当とされているセキュリティを突破して行われた不正アクセス、もっぱらお客様または第三者の責めに帰すべき事由等、当金庫の責めによらない事由により、本人確認に必要な情報または当金庫とお客様との取引に関する情報等が漏洩したとき
(6) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき

15. （通信経路における安全対策）
お客様は、本サービスの利用に際し、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

16. （端末の障害）
本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。当金庫は、本サービスにより端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより申込が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第３章 雑則

17. （規定等の準用）
本規定に定めのない事項については、投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、投信インターネットサービス取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等および指定預金口座に係る各種規定により取り扱います。

18. （通知等の連絡先）
当金庫は、お客様に対し、申込内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には､届出事項の変更を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

19. （規定の変更）
本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第５４８条の４の規定に基づき、変更することがあります。変更を行う旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。
なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

20. （準拠法・管轄）
本規定の準拠法は日本法とします。
本規定に基づく申込に関して訴訟の必要が生じた場合には､当金庫の本店所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

21. （譲渡・質入・貸与の禁止）
本サービスに基づくお客様の権利は、第三者へ譲渡・質入・貸与等することは一切できません。

22. （サービスの終了）
当金庫は、本サービスの全部または一部のサービスの提供を停止することがあります。

以　上

（２０２６年１０月改訂）

2026.9.16　リーガルチェック済